

松江市森林づくり活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市森林づくり活動支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市森林づくり活動支援事業補助金
補助金交付の目的	森林の持つ公益的機能の維持・増進を図り、緑豊かな森を次世代へ引き継いでいくため、森林保全活動や緑化推進活動に必要な費用の一部を補助することにより、森林づくり及び林業の普及啓発活動を促進していくことを目的とする。
補助金の交付対象である事業の内容	次に掲げる事業とする。ただし、当該事業について、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合又は営利を目的とする場合を除く。 (1) 森林の整備及び保全に関する事業 ア 森を再生又は維持するための樹木の植栽、下刈り、除伐、間伐等 イ 竹林等の荒廃森林の整備 ウ 作業道、登山道及び遊歩道の開設、改良又は維持・保全 (2) 緑化推進に関する事業 ア 森への理解を深めるための講座、研修会等の開催又は受講 イ 間伐材、竹材等の資源の活用 ウ 自然観察及び体験学習の開催
補助金の交付対象経費	別表に掲げる経費とする。ただし、経費の合計額が7万5,000円以上となる場合に限り、補助金を交付する。
補助金の交付の率又は金額	補助対象経費の5分の4の額（1,000円未満切捨て）とし、50万円を上限とする。
終期	令和7年3月31日

補助事業者の 範囲	<p>補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する森林づくり及び林業の普及啓発活動に取り組む自治会、地区連合会、特定非営利活動法人、企業、公民館、学校、PTA等の複数人で構成する団体とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有していること。</p> <p>(2) 補助事業の完了時に市税を滞納していないこと。</p>
--------------	--

(交付の申請)

第3条 補助事業者のうち課税事業者については、規則第4条に規定する補助金等交付申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施場所の位置図
- (2) 事業内容の説明補足資料

(実績報告)

第4条 前条第1項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、規則第12条の規定による実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。

2 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施写真
- (2) 領収書その他支出が確認できる書類の写し

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告)

第5条 第3条第1項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、規則第12条の規定による実績報告の後において消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

	費 目	摘 要	備 考	
対 象 経 費	需用費	資材費	苗木、標柱、砂土等の資材購入	
		消耗品費	ヘルメット、軍手、薬剤費等の用品・用具購入	食糧費は対象外
		燃料費	チェーンソー、刈払機の燃料費	自家用車の燃料費は対象外
		印刷製本費	資料、チラシの印刷製本費	
	使用料及び賃借料	刈払機、チェーンソー、特装車等の借上料、会場使用料	支払先が松江市の場合は対象外	
	委託費	団体が自ら行うことが困難で、専門技術を有する者に委託する場合に限る。ただし、作業の一部は、申請者の属する団体が行うこと。	申請者が委託先の団体に属している場合は対象外	
	報償費	講師、指導者、専門技術者等への謝礼金		
	旅 費	講師、指導者、専門技術者等の <sup>しょうへい</sup> 招聘旅費	宿泊費、自家用車利用の場合の経費は対象外	
	役務費	通信運搬費	郵送料等の通信運搬費	他の用途と使用の区別が困難なものは対象外
		傷害保険料	参加者の傷害保険料及びボランティア保険登録料	
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費			

備考

事業実施に伴う労務費及び個人所有となる備品購入経費は、交付対象外経費とする。